

3. 信用状 (L/C) について

Q₁

商品の輸入にあたり、輸出者から信用状開設による取引を条件とされました。信用状とはどのようなものですか。

A₁

信用状 (Letter of Credit、略称 L/C) とは、輸入地の銀行が輸入者の依頼に基づき開設するもので、一定の条件 (信用状条件) が満たされた場合に、それに明記された書類と引換えに輸出者に対して輸入代金を支払うことを確約する書類です。

貿易取引において、商品の売買契約はお互いに外国の会社との契約となり、輸出者側は商品を送っても間違いなく代金が受け取れるかどうか不安です。また、輸入者側は代金を前もって支払った場合に商品が間違いなく送られてくるかどうか心配です。そこで、輸出者、輸入者双方の不安を解消し、取引の円滑化をはかるのが信用状であり、その果たす役割は非常に大きいといえます。

ここで、信用状取引における輸入者にとっての主なメリット・デメリットについて説明します。

【メリット】

1. 輸入者は輸入代金を前払いしなくてもよく、船積書類により貨物の船積およびその内容を確認後に支払うことが可能になります。
2. 買取時に輸出者の取引銀行によって書類内容をチェックされるので、輸出者は不正や誤りを犯しにくく、輸入者は取引の確実性を期待できます。
3. 銀行の信用を利用することにより、有利な値段等好条件での仕入れの可能性があります。
4. 中小の輸入業者でも大規模な取引を行うことができるようになります。

【デメリット】

1. たとえ出荷された貨物が契約どおりのものでなくても、信用状に記載の条件を充足している書類の呈示があった場合には、信用状発行銀行に書類代金を支払わなければならない義務を負っています。(独立抽象性・書類取引性)
2. 信用状発行手数料等が必要となります。
3. 銀行を経由するため、書類の受領に時間がかかります。

信用状は、条件や規制がある中で機能しているものですので、必ずしもメリットばかりではありません。信用状のメリット、デメリットの両方を踏まえた上で、信用状取引を行う必要があります。

信用状と保証状について

信用状の機能は保証状 (保証債務) と同様に考えがちですが、法的には異なったものです。信用状は「独立抽象性」がありますが、保証状は「独立抽象性」がなく、原因契約との関係で「附従性」を持っています。

つまり、信用状取引では、原因契約による主たる債務が存在するか否かに関係なく信用状条件に合致した書類の呈示があれば支払いを行わなければならないませんが、保証状取引では、主たる債務の存在が保証債務履行の前提となるのです。